

会津若松市公共インターネット設備利用要綱

(平成22年3月10日決裁)
(平成23年3月25日一部改正)
(平成24年8月31日一部改正)
(平成26年10月21日一部改正)
(平成31年3月4日一部改正)
(令和元年9月17日一部改正)
(令和4年6月1日一部改正)
(令和6年8月23日決裁)
(令和8年4月2日決裁)
(令和8年6月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げる公共施設（以下「施設」という。）に整備されたインターネット端末（以下「公共インターネット端末」という。）、インターネットに接続可能な公衆無線LANサービス及び有線LANサービス（以下「公共フリースポット」という。）等のインターネット接続のための設備（以下「公共インターネット設備」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間等)

第2条 公共インターネット設備の利用者（以下「利用者」という。）1回あたりの利用時間は、1時間以内とする。

2 公共インターネット設備を利用可能な時間は、施設の開庁、開館又は開所時間から閉庁、閉館又は閉所時間までとする。ただし、市長は、必要と認めたときは、これを変更することができる。

(公共インターネット設備の利用)

第3条 公共インターネット設備を利用しようとする者は、会津若松市公共インターネット設備利用申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、施設の管理者に提出するものとする。

ただし、公衆無線LANサービスの利用にあたってはこの限りではない。

(自己所有の機器の利用)

第4条 自己所有の機器（以下「端末」という。）を公共フリースポットに接続する利用者は、自己の責任において次号に掲げる事項を行ったうえで利用するものとする。

- (1)係員が指定する暗号化方式により、安全性を確保することが可能な端末を使用すること。
- (2)公共フリースポットの利用者は、係員が指定する設定情報を確認のうえ、持参した端末に設定を行うこと。
- (3)公共インターネット設備の利用にあたっての、情報セキュリティ確保は、利用者が自己の責任において行うこと。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)公序良俗に反するコンテンツを利用・閲覧しないこと。
- (2)営利目的で利用しないこと。
- (3)定められた利用時間を厳守すること。
- (4)ファイル交換を目的としたものなど、不特定多数を対象に通信を行うソフトウェアを使用しないこと。
- (5)持参した機器を利用する場合においては、無許可で施設の電源コンセントを使用しな

いこと。

(6)持参した機器を利用する場合においては、係員が指定した場所以外で利用しないこと。

(7)利用場所や利用方法については係員の指示に従うこと。

(8)その他当該事業の趣旨に反する行為をしないこと。

(利用の制限等)

第6条 市は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、その利用を制限し、又は停止することができる。

(1)前条の遵守事項に違反したとき。

(2)施設の管理上支障があるとき。

(3)緊急の事態が発生したとき。

(4)市長の許可を得ずにシステムの改変、ソフトウェアのインストール等をしたとき。

(5)この要綱に基づく規定又は係員の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の場合において、利用者に損害があっても、賠償の責めを負わない。

(事故等の報告及び損害の責任)

第7条 利用者は、公共インターネット設備、備品等をき損し、又は滅失したときは、速やかに施設の管理者に会津若松市公共端末事故報告書（第2号様式）により報告しなければならない。

2 利用者は、その責めに帰すべき事由により、設備、備品等をき損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第 1 条関係）

公共施設	公共インターネット設備		
	公共インターネット 端末	公衆無線 LAN サービス	有線 LAN サービス
会津図書館	○	○	○
本庁舎		○	
北公民館		○	
南公民館		○	
大戸公民館	○	○	
一箕公民館		○	
東公民館		○	
湊公民館		○	
北会津公民館		○	
河東公民館		○	
北会津支所		○	
河東支所		○	
中央公民館神指分館		○	
市民協働プラザ		○	

公共インターネット設備利用申込書兼報告書

年 月 日

会 津 若 松 市 長

住所 :
氏名 :
年齢 : (歳)

以下のとおり公共インターネット設備を利用したいので申し込みます。

施設名	☐ 会津図書館 ☐ 大戸公民館		
開始時刻	時 分 から	利用内容	☒ 公共インターネット端末
終了時刻 (利用報告)	時 分 まで		

利用上の注意事項

1. 営利を目的に利用しないこと。

2. 公序良俗に反するホームページを閲覧しないこと。

3. 利用時間（1時間以内）を厳守すること。
4. 利用後、終了時間を記載の上、施設窓口へ報告すること。

5. その他、当該事業の趣旨に反する行為をしないこと。

6. 係員の指示に従うこと。

会津若松市公共端末事故報告書

年 月 日

会津若松市長

住所

氏名

電話番号

下記のとおり報告します。

記

施設名	
発生日時	年 月 日 時 分頃
き損（滅失） 箇 所	
き損（滅失） 理 由	